

令和 7 年度計画

独立行政法人海技教育機構

独立行政法人海技教育機構 令和7年度計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき、機構の令和7年度計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」（平成11年法律第214号。以下「機構法」という。）第11条第1項第1号に基づき、「船員となろうとする者に対する教育」（新人船員養成）及び「船員に対する教育」（実務教育）を実施する。

また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成16年法律第31号）第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当たっては、国際条約に的確に対応するとともに、船員教育機関及び海運業界と連携してのニーズの一層の精査や、これら関係者を交えて検討する国の施策に沿って、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直し、海技教育全般の質の向上を図る。

① 新人船員養成

ア 内航船員養成

a) 養成定員と養成課程

海上技術学校（以下「海技学校」という。）及び海上技術短期大学校（以下「海技短大」という。）の新人船員養成については、本年度の定員を405名とする。

なお、内航新人船員の養成定員及び課程については、社会情勢の変化に応じて、船員教育機関及び海運業界等の関係者による検討結果を踏まえ見直す。

i) 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海事関連企業への就職率は、95%以上とする。

ii) 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海技士国家試験の合格率は、個々の学力に応じたきめ細やかな指導により、航海または機

関のいずれかに 95%以上合格することを目指す。

また、航海・機関の両方の合格率は、海技学校は 85%以上、海技短大は 95%以上（航海専科においては、航海のみ）とする。

b) 課程の再編

海技学校及び海技短大で行っている四級海技士養成課程については、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界ニーズを踏まえ、海技短大への重点化や一部航海・機関の両用教育を残すことについて検討をしながら、両用教育から航海・機関それぞれの専科教育へ段階的に移行を進める。また、専科教育や海技短大への移行といった施策の効果をより高めていくため、一部の学校で特色のある教育内容に特化するなど、新たな工夫を検討し、内航業界や地元関係者等に理解が得られるよう努める。

各学校の再編については、業界のニーズや学生の応募状況等を適切に見極め、船員養成の適正な規模を確保・維持するべく見直しを行う。

c) 海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等

国際条約改正や技術革新に対応した教育内容の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上や資質の涵養に資する教育訓練、練習船の多科・多人数配乗の解消のため、陸上での代替訓練を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図るため、次の取組を行う。

また、前中期目標期間から取り組んでいる座学教育と航海訓練の一体的実施について、実施効果を検証し更に推進する。

i) 国際条約改正や近年における技術革新への対応として、知識・技能に優れた船員を養成するべく小樽海技短大及び唐津海技短大の四級海技士養成において、必要な見直しを反映した ECDIS 登録講習、BRM 訓練を実施する。また、ERM 訓練の導入に向けた準備を行う。

ii) 練習船機関科実習の一部を陸上施設で行えるよう、海技大学校に設置した機関訓練センターで令和 8 年度から開始する訓練に必要な整備等を実施する。

iii) ICT を活用した遠隔教育の強化を図るため、通信環境の整備を進める。

iv) 関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進する。

v) 座学教育と航海訓練に係る一貫性あるカリキュラムの着実な実施、知識・技能の定着を目的とした適切なフォローアップにより教育効果を高め

る。

- vi) 船内供食・栄養管理に関する教育については、調理教育を廃止したところであるが、受託調理研修については、代替施設で、令和7年度から実施する。

d) 航海訓練

i) 航海訓練の充実

航海訓練について、STCW 条約に即した訓練を展開するとともに、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるため、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、訓練内容・手法の必要な見直しを行う。

- ii) 社船実習制度への参入及び実施が円滑に行われるよう、参加船社に対して必要な支援と協力を行う。

- iii) 海技資格に必要な講習の練習船における実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力してカリキュラムの見直し及び講習プログラムの策定・見直しを実施する。

イ 外航船員養成

a) 養成定員と養成課程

外航船員養成事業においては、三級海技士の新人船員の養成を行うものとする。

更に幅広いリソースから人材確保が可能となるよう海上技術コース（専攻）課程を令和7年4月に拡充する。

- i) 三級海技士養成課程（海上技術コース）における海事関連企業への就職率は、95%以上とする。
- ii) 三級海技士養成課程（海上技術コース）における海技士国家試験の合格率は、個々の学力に応じたきめ細やかな指導により、95%以上とする。

b) 海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等

国際条約改正や技術革新に対応した教育の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上、資質の涵養、機器運転操作や整備の反復を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図る。

また、ICT を活用した遠隔授業の実施等、遠隔教育の強化に取り組む。

c) 航海訓練

i) 航海訓練の充実

航海訓練について、STCW 条約に即した訓練を展開するとともに、船舶運

航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるため、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、訓練内容・手法の必要な見直しを行う。

ii) 社船実習制度への参入及び実施が円滑に行われるよう、参加船社に対して必要な支援と協力を行う。

iii) 海技資格に必要な講習の練習船における実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力してカリキュラムの見直し及び講習プログラムの策定・見直しを実施する。

② 実務教育

ア 業界のニーズに適した講習の実施

講習等（海技士の免許を取得するために必要な講習を除く。）の実務教育について、講習受講者に対するアンケート結果で、80%以上の肯定的な評価を得るとともに、業界のニーズを踏まえ、ICTの活用等を含めた講習方法及び内容の見直しを行う。

イ 新たな要望に基づく講習の実施

技術革新に伴い、国際条約により規定される新たに必要となる技能習得のため、国の政策及び業界のニーズを踏まえ、講習課程について設置・見直しに取り組む。

a) IGF 講習（基本訓練・上級訓練）（IMO における IGF コード

（INTERNATIONAL CODE OF SAFETY FOR SHIPS USING GASES OR OTHER LOW-FLASH POINT FUELS）にかかる講習）について、業界ニーズに対応すべく、LNG 消火実習（LIQUEFIED NATURAL GAS の消火実習）の拡大等、講習内容を充実させる。

b) 高電圧装置を取り扱う乗組員に対する講習（仮称）について開講に向けて必要な準備を行う。

ウ 水先人教育

水先人を安定的に確保するため、引き続き関係者との連携を図り、その教育を的確に実施する。これまでの実績・成果を有効に活用し、受講者の能力検証・分析結果を踏まえ、座学教育や操船シミュレータ実習の教育効果の向上を図り、水先人試験の合格率を 90%以上とする。

（2）研究の実施

機構法第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並

びに航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に当たっては、研究管理委員会を開催し、国際条約の改正等に対応した研究並びに学校における座学教育、海技大学校の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした組織的な研究を行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。

また、政府が進める Society5.0 の実現に向け、自動運航船の実用化を支えるため、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、「船員スキル定量化事業」において、船員・遠隔オペレータの技能・訓練の要件化などの研究を実施するとともに、海事局が進める船のゼロエミッション化の実現を支えるための検討等を実施する。

① 研究活動の活性化

研究能力の維持・向上とともに、研究活動及び研究内容の高度化を図り、研究計画に基づき次の取組を実施する。

ア 研究体制について検証を行い、研究活動の活性化と質の向上を図るための見直しを実施する。

イ 研究評価の仕組みについて検証を行い、見直しを実施する。

ウ 研究計画に基づき、8 件程度の独自研究を行う。

② 教育・訓練の質の向上に資する研究の実施

学校施設及び練習船を有効活用するとともに、国内外のニーズや外部の知見を活用するため主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、受託研究・共同研究を実施することとし、また、令和 3 年度から外部評価の仕組みを取り入れたプロジェクト研究により、今後の教育・訓練の質の向上に資する研究、更には国や業界のニーズにも対応した研究を組織的に行う。

ア プロジェクト研究を 10 件程度実施する。

イ 受託研究及び共同研究を 12 件程度実施する。

(3) 成果の普及・活用促進

機構法第 11 条第 1 項第 3 号に基づき、海技教育の知見の普及・活用、船員の魅力や海事思想の普及等に取り組むとともに、災害時において、可能な限り船や学校を活用した支援等の活動を行う。

① 海技教育の知見の普及・活用

ア 海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から、205 名程度の研修生を受け入れ、船舶運航技術、海技教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施する。

アジア地域の船員教育機関に所属する教官の教育訓練能力を向上させるための研修を実施する。

イ 船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家を派遣し、知見の活用と他国との連携を図るほか、関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員を派遣するなど、115 名程度の職員を派遣する。

関係機関と連携を図りつつ、国際海事機関（IMO）における国際規則の制定・改正の審議等に専門家を積極的に派遣する。

② 研究成果の普及・促進

ア 研究成果について、1 件以上の定期刊行物を発行するほか、より広く一般に対し成果の普及を図るため J-STAGE の活用を促進することで、研究成果を海事教育機関や海運業界へ還元する。

イ 研究課題を精査した上で、機構内で実施する研究発表会及び機構外で実施される研究発表会（学会発表・講演会）において、広く社会に還元され得るものについて 18 件程度の成果発表を行う。

ウ 機構内の査読付き論文及び国内外の学会等における査読付き論文について、広く社会へ還元するものを 4 件程度発表する。

③ 海事広報活動の促進及び人材の確保

ア 人材確保

船員志向性の高い人材の確保に向け、拡充した広報活動の機能を有効に活用し、募集活動に反映させる。

また、関係機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを 30 回以上実施することにより、船員を目指す人材を多方面から確保する。

イ 海事広報活動等の促進

a) 国や地方自治体等が主催する集客力の高い各種イベント等への学校及び練習船の参加、船員教育機関、関連業界等と連携を図った一般公開及びシップスクール（練習船見学会を含む。）を 70 回程度実施する。加えて、地方自治体等に対する積極的なプロモーション活動を実施する。

b) 広報活動の展開に当たっては ICT を用いた情報発信を行い、海事思想の一層の普及を図る。

④ 国民・業界等からのニーズの把握とその対応

海運業界のニーズを的確に把握し、海技教育の質の向上を図るため、次の取組を行う。

ア 船員教育機関等との連絡会議を 1 回以上開催する。

イ 意見交換会や海運業界等による学生への説明会等を 75 回程度開催する。

⑤ 災害時の支援活動

災害発生により、国又は地方公共団体等から支援要請があった際には、業務遂行上特段の支障がない限り、学校施設においては避難所として、また練習船においては人員や支援物資の移動手段及び被災者の生活支援機能としての活動を実施する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務改善の取組

① 効率的な業務運営体制の確立

船員需要や少子化等による変化に対応しつつ、効率的かつ効果的な海技教育及び組織運営を継続するための検討を行う。

② 業務運営の効率化に伴う経費削減

業務運営の効率化に伴う経費削減において、厳しい財政状況を踏まえて、今まで以上に効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努める。

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比 3 % 程度抑制する。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比 1 % 程度抑制する。

③ 調達方法の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内に設置された「調達等合理化検討会」における取組を推進し、また、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について、評価・公表を行う。

また、一般競争入札を原則としつつも、随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）及び会計規程等に則り、随意契約によることが可能なものは実施するなど、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

④ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

（２）業務運営の情報化・電子化の取組

船陸間情報通信ネットワークによる迅速な情報共有及び業務の効率化を目的とした ICT 利活用レベルの向上や、本部と各学校間の WEB 会議の更なる活用等、ICT 環境の整備等により業務の電子化及びクラウド化を図る。

また、災害時等に業務を継続できるようにするため、リモートワーク体制の確立を図る。

情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、令和 5 年 4 月に設置した PMO（ポートフォリオ・マネジメント室）による全体管理体制の下、「情報システムの整備及び管理に関する全体計画」に基づき、基幹情報システムの整備等について、適切に対応する。

３．財務内容の改善に関する事項

（１）自己収入の確保

① 入学科、授業料の段階的引上げ

海技短大の入学科について、70,000 円に引上げる。また、海技大学校における運航実務コースの授業料について、実費等を勘案し、引き続き適正な水準を検証する。

② 寄付金、賛助会員募集の推進

OB、関係業界、経済界、一般国民等からの寄付金を募るとともに、賛助会員の募集を推進し、自己収入の確保に取り組む。

③ 帆船等練習船の寄港要請を募り、寄港要請元からの負担金収入の獲得を推進する。

（２）保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障の無い範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って保有の必要性について、引き続き不断の見直しを図る。

（３）業務達成基準による収益化

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

（４）予算、期間中の収支計画、期間中の資金計画

別紙のとおり

（５）短期借入金の限度額

予見し難い事故の事由のほか、業務運営に必要な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、1,400 百万円とする。

（６）不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

① 乗船事務室（東京都中央区勝どき五丁目 802 番 2）516.25 m²

現況確認等終了後、速やかに現物を国庫に納付するよう、引き続き手続を進める。

② 旧小樽海上技術学校（北海道小樽市桜三丁目 21 番 1）28,497.28 m²

現況確認等終了後、速やかに現物を国庫に納付するよう、引き続き手続を進める。

（７）不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画

該当なし

（８）剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的の確実な達成のための施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充等のため使用する。

① 施設・設備、訓練機材等の整備

② 安全管理及び研究調査の推進

③ 燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足

４．その他業務運営に関する重要事項

（１）施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のため、施設・設備の老朽化や効率化を踏まえ、必要とな

る施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

なお、本計画は、毎年の業務運営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

- ① 校内練習船の将来的な必要性を検討したうえで、代船建造について計画する。
- ② 今後の練習船隊規模の検討を行い、代船建造及び修繕にかかる計画を立案する。

(2) 人事に関する計画

海技教育の質の向上や効率的な教育及び訓練の実施、専門人材の確保・育成及び組織の活性化を図るため、次の取組を行う。

- ① 旧組織、部門間の相互理解やコミュニケーションの不足による弊害を解消し、組織一体となって人材の確保・育成に取り組むため、組織横断的な人事を進める。
- ② 募集・採用の強化策として、学校教員及び練習船教官の共通採用の活用を引き続き推進するとともに、中途採用や継続雇用を含む採用ソースの拡大に取り組む。
- ③ 船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と 47 名以上の人事交流を行う。
- ④ 職員の資質・能力の維持及び向上を図るため、教育専門分野を含む外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を 440 名以上の職員に対し実施する。
- ⑤ 多様な人材が相互に理解し合い、チームとして活躍できる職場環境の形成に向け、現状における問題点を整理し、改善策に取り組む。

(3) 機構法第 12 条第 1 項に規定する積立金の使途

前中期目標期間からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(4) 内部統制の充実・強化

業務方法書に定めた事項に基づき、法令等を遵守しつつ効果的かつ効率的に業務を運営し、法人の使命を果たすため、内部統制の充実・強化を図る。

特に、過去に発生した不祥事案を重く受け止め、適切な業務運営のために本部、学校及び練習船に対し、監事監査及び内部監査を適切に行っていくことにより、監査機能の実効性の向上に努める。

座学教育及び航海訓練においては、リスク管理の徹底により、年度内の重大事故発生件数 0 件を目指す。

- ① 機構の業務の実施状況について、実態を把握し、継続的な分析及び必要な見直し

を行うため、内部統制に関する委員会を開催する。

- ② コンプライアンスの一層の推進を図るため、内部通報制度の環境整備を行うとともに、コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施する。
- ③ リスクマネジメントを通じ、業務運営におけるリスクを適切に管理し、事案が発生した場合は適切に対処するとともに、国土交通省へ直ちに報告する。
- ④ 理事長の強いリーダーシップのもと、内部統制委員会での検証や外部有識者、第三者委員会の助言による業務の改善等の取組を更に進めることにより、内部統制システムの充実を図る。
- ⑤ 本部と現場や教員・教官同士による連携強化、安全管理上の課題への横断的な取組、情報共有体制の構築を進めることで不祥事事案に対する信頼の回復に取り組む。
- ⑥ 監事監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。
- ⑦ 理事長の強いリーダーシップのもと、以下の取組を推進し、職員の意識醸成に努め、信頼の回復に取り組む。
 - ア 重要プロジェクトに関するガバナンスの再構築
 - イ 専門性の高い重要プロジェクトにおける専門家の活用等
 - ウ 会計上の手続等に関する職員への啓発、組織間の連携強化
 - エ 適切な資産管理の実施

(5) 情報セキュリティ対策

内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づく情報セキュリティ対策推進体制のもと、機構内の情報セキュリティ対策の強化を図る。

特に、NISC 監査の結果を踏まえ、情報セキュリティ対策を推進するとともに役職員の情報リテラシー向上のための教育等の充実を図る。

予算(令和7年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
収入					
運営費交付金	5,216	248	129	855	6,448
施設整備費補助金	0	0	0	0	0
受託収入	0	24	73	0	97
業務収入	1,271	1	0	14	1,286
借入金等収入	609	68	37	304	1,018
計	7,096	341	239	1,173	8,849
支出					
業務経費	2,854	4	6	0	2,864
施設整備費	0	0	0	0	0
受託経費	0	24	73	0	97
一般管理費	0	0	0	425	425
人件費	4,242	313	160	748	5,463
計	7,096	341	239	1,173	8,849

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

年度中総額 4,510百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与の費用である。(非常勤役員報酬等を除く。)

[注記]

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

収支計画(令和7年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
費用の部	7,248	341	239	1,186	9,014
経常費用	7,248	341	239	1,186	9,014
業務経費	7,096	317	166	0	7,579
受託経費	0	24	73	0	97
一般管理費	0	0	0	1,173	1,173
減価償却費	152	0	0	13	165
収益の部	6,639	273	202	882	7,996
経常収益	6,639	273	202	882	7,996
運営費交付金収益	5,216	248	129	855	6,448
受託収入	0	24	73	0	97
業務収入	1,271	1	0	14	1,286
資産見返負債戻入	152	0	0	13	165
純利益	-609	-68	-37	-304	-1,018
目的積立金崩額	0	0	0	0	0
総利益	-609	-68	-37	-304	-1,018

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

資金計画(令和7年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
資金支出	7,096	341	239	1,173	8,849
業務活動による支出	7,096	341	239	1,173	8,849
投資活動による支出	0	0	0	0	0
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	7,096	341	239	1,173	8,849
業務活動による収入	6,487	273	202	869	7,831
運営費交付金による収入	5,216	248	129	855	6,448
受託収入	0	24	73	0	97
業務収入	1,271	1	0	14	1,286
投資活動による収入	0	0	0	0	0
施設整備費補助金による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	609	68	37	304	1,018
借入金収入	609	68	37	304	1,018

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。